

追加型投信／海外／債券

信託期間 : 2009年3月12日 から 無期限

基準日 : 2024年3月29日

決算日 : 毎月10日 (休業日の場合翌営業日)

回次コード : 4792

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

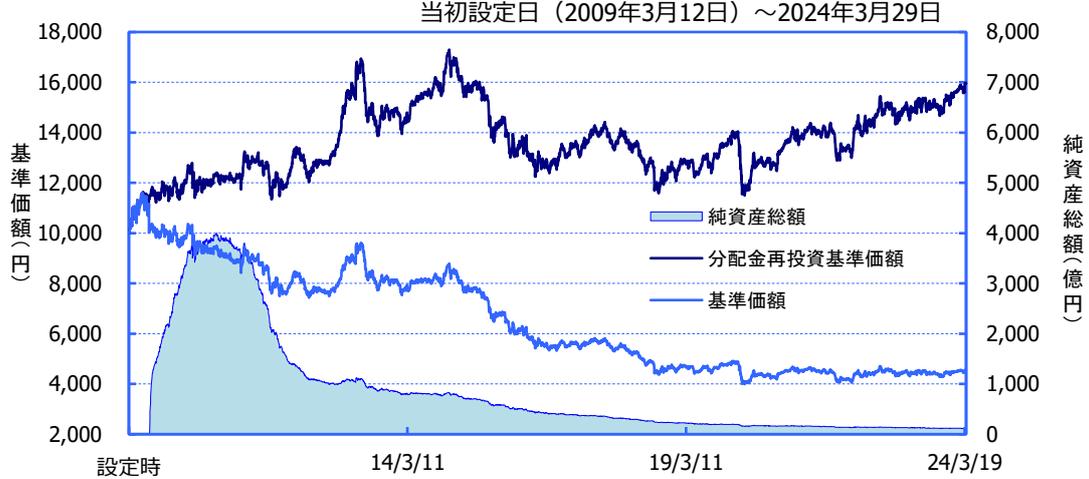
《基準価額・純資産の推移》

2024年3月29日現在

| | |
|-------|---------|
| 基準価額 | 4,558 円 |
| 純資産総額 | 114億円 |

期間別騰落率

| 期間 | ファンド |
|------|---------|
| 1カ月間 | +1.3 % |
| 3カ月間 | +3.2 % |
| 6カ月間 | +6.9 % |
| 1年間 | +6.2 % |
| 3年間 | +16.8 % |
| 5年間 | +26.7 % |
| 年初来 | +3.2 % |
| 設定来 | +59.5 % |



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。また、受益権の分割も修正しています。
 ※基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。
 ※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。
 ※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

《分配の推移》

(1万口当たり、税引前)

| 決算期(年/月) | 分配金 |
|---------------|--------|
| 第1~168期 合計* | 7,930円 |
| 第169期 (23/04) | 15円 |
| 第170期 (23/05) | 15円 |
| 第171期 (23/06) | 15円 |
| 第172期 (23/07) | 15円 |
| 第173期 (23/08) | 15円 |
| 第174期 (23/09) | 15円 |
| 第175期 (23/10) | 15円 |
| 第176期 (23/11) | 15円 |
| 第177期 (23/12) | 15円 |
| 第178期 (24/01) | 15円 |
| 第179期 (24/02) | 15円 |
| 第180期 (24/03) | 15円 |

分配金合計額 設定来*: 8,110円
直近12期: 180円

* 第1~168期および設定来の分配金合計額には、分割前の分配金が含まれています。分割前(第1~4期)の分配金合計額は200円です。

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※当ファンドは、2009年7月22日に9対10の受益権の分割(9口を10口に分割)を行っています。

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身でご判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

《主要な資産の状況》

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成

| 資産 | 銘柄数 | 比率 |
|--------------|-----|--------|
| 外国債券 | 45 | 94.7% |
| コール・ローン、その他※ | | 5.3% |
| 合計 | 45 | 100.0% |

※外貨キャッシュ、経過利息等を含みます。

債券種別構成

| 種別 | 比率 |
|-------|-------|
| 国債 | 50.6% |
| 国際機関債 | 18.4% |
| 州債等 | 11.7% |
| 政府機関債 | 7.9% |
| 米国地方債 | 6.1% |
| 合計 | 94.7% |

マザーファンド(MF)別構成

| ファンド名 | 比率 |
|--------------|-------|
| ダイワ外国債券先進国MF | 51.9% |
| ダイワ外国債券新興国MF | 47.6% |
| 合計 | 99.5% |

通貨別構成

| 通貨 | 比率 |
|-----------|-------|
| 先進国通貨 | 51.7% |
| 豪ドル | 26.8% |
| カナダ・ドル | 13.2% |
| 米ドル | 11.7% |
| 新興国通貨 | 47.3% |
| メキシコ・ペソ | 20.7% |
| 南アフリカ・ランド | 13.4% |
| トルコ・リラ | 13.3% |
| 合計(除く日本円) | 99.1% |

設定・運用:

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

加入協会

一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

| 債券 ポートフォリオ特性値 | | | | 債券 格付別構成 | |
|---------------|--------------------------------------|------------------|------------------|----------|--------|
| | ダイワ外国債券ファンド (毎月分配型) ーダイワスピリットー | ダイワ外国債券 先進国MF | ダイワ外国債券 新興国MF | 格付別 | 比率 |
| 直接利回り(%) | 8.1 | 3.2 | 13.7 | AAA | 33.9% |
| 最終利回り(%) | 9.9 | 4.3 | 16.2 | AA | 20.5% |
| 修正デュレーション | 5.3 | 5.4 | 5.1 | A | 20.9% |
| 残存年数 | 8.8 | 6.7 | 11.2 | BBB | 13.9% |
| | | | | BB以下 | 10.8% |
| | | | | 合計 | 100.0% |

※債券 ポートフォリオ特性値は、ファンドの組入債券等の各特性値(直接利回り、最終利回り等)を、その組入比率で加重平均したものです。

※債券 格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

※格付別構成については、R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの格付けのうち最も高いものを採用し、算出しています。

| 組入上位10銘柄 | | | | ※比率は、純資産総額に対するものです。 | |
|---------------------------------|-----------|-------|------------|---------------------|--|
| 銘柄名 | 通貨 | 利率(%) | 償還日 | 比率 | |
| Mexican Bonos | メキシコ・ペソ | 10 | 2024/12/05 | 8.6% | |
| CANADA HOUSING TRUST | カナダ・ドル | 2.65 | 2028/12/15 | 7.0% | |
| Mexican Bonos | メキシコ・ペソ | 7.75 | 2042/11/13 | 5.8% | |
| Mexican Bonos | メキシコ・ペソ | 8 | 2047/11/07 | 5.4% | |
| INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK | 豪ドル | 3.1 | 2028/02/22 | 4.1% | |
| INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT | 豪ドル | 3 | 2026/10/19 | 3.8% | |
| ONTARIO PROVINCE | カナダ・ドル | 3.75 | 2032/06/02 | 3.5% | |
| REPUBLIC OF SOUTH AFRICA | 南アフリカ・ランド | 8.5 | 2037/01/31 | 3.4% | |
| TURKEY GOVERNMENT BOND | トルコ・リラ | 10.4 | 2032/10/13 | 3.2% | |
| EUROPEAN INVESTMENT BANK | 豪ドル | 3.1 | 2026/08/17 | 2.9% | |
| 合計 | | | | 47.8% | |

〈基準価額の月次変動要因分解〉 2024年3月

<項目別要因分解>

| 基準価額 | | 変動額 | 債券要因 | 為替要因 | 分配金要因 | 運用管理費用 要因等 |
|------------|------------|-----|------|------|-------|---------------|
| 2024年3月29日 | 2024年2月29日 | | | | | |
| 4,558円 | 4,516円 | 42 | 20 | 42 | -15 | -5 |

<通貨別要因分解>

| 債券要因 | 先進国通貨 | | | 新興国通貨 | | |
|---------|-------|-----|--------|--------|-----------|---------|
| | 米ドル | 豪ドル | カナダ・ドル | トルコ・リラ | 南アフリカ・ランド | メキシコ・ペソ |
| 変動額(円) | 4 | 16 | 4 | 6 | -15 | 4 |
| 通貨圏計(円) | 24 | | | -5 | | |

| 為替要因 | 先進国通貨 | | | 新興国通貨 | | |
|---------|-------|-----|--------|--------|-----------|---------|
| | 米ドル | 豪ドル | カナダ・ドル | トルコ・リラ | 南アフリカ・ランド | メキシコ・ペソ |
| 変動額(円) | 2 | 9 | 5 | -19 | 14 | 31 |
| 通貨圏計(円) | 16 | | | 26 | | |

| 債券・為替 要因計 | 先進国通貨 | | | 新興国通貨 | | |
|--------------|-------|-----|--------|--------|-----------|---------|
| | 米ドル | 豪ドル | カナダ・ドル | トルコ・リラ | 南アフリカ・ランド | メキシコ・ペソ |
| 変動額(円) | 6 | 25 | 9 | -13 | -1 | 35 |
| 通貨圏計(円) | 41 | | | 21 | | |

※変動要因分解は、基準価額の変動要因の傾向を把握するために大和アセットマネジメントが日々のデータを基に簡便法により算出した概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。

※上記データは過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

< 項目別要因分解 >

| 基準価額 | | 変動額 | 債券要因 | 為替要因 | 分配金要因 | 運用管理費用 要因等 |
|--------|---------|--------|-------|--------|--------|---------------|
| 4,558円 | (設定来:円) | -4,442 | 6,659 | -1,380 | -8,090 | -1,631 |

< 通貨別要因分解 >

| 債券要因 | 先進国通貨 | | | | 新興国通貨 | | | |
|---------|-------|-------|--------|-----|----------|--------|-----------|---------|
| | 米ドル | 豪ドル | カナダ・ドル | ユーロ | ブラジル・リアル | トルコ・リラ | 南アフリカ・ランド | メキシコ・ペソ |
| 変動額(円) | 370 | 1,183 | 176 | 181 | 2,158 | 870 | 899 | 821 |
| 通貨圏計(円) | 1,911 | | | | 4,748 | | | |

| 為替要因 | 先進国通貨 | | | | 新興国通貨 | | | |
|---------|-------|-----|--------|------|----------|--------|-----------|---------|
| | 米ドル | 豪ドル | カナダ・ドル | ユーロ | ブラジル・リアル | トルコ・リラ | 南アフリカ・ランド | メキシコ・ペソ |
| 変動額(円) | 190 | 806 | 292 | -237 | -1,043 | -1,565 | -163 | 339 |
| 通貨圏計(円) | 1,051 | | | | -2,431 | | | |

| 債券・為替 要因計 | 先進国通貨 | | | | 新興国通貨 | | | |
|--------------|-------|-------|--------|-----|----------|--------|-----------|---------|
| | 米ドル | 豪ドル | カナダ・ドル | ユーロ | ブラジル・リアル | トルコ・リラ | 南アフリカ・ランド | メキシコ・ペソ |
| 変動額(円) | 560 | 1,990 | 468 | -55 | 1,116 | -694 | 736 | 1,160 |
| 通貨圏計(円) | 2,962 | | | | 2,317 | | | |

※ 変動要因分解は、基準価額の変動要因の傾向を把握するために大和アセットマネジメントが日々のデータを基に簡便法により算出した概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。

※ 受益権分割のため設定時の基準価額を9,000円として計算しています。

※ 上記データは過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

※ 上記データは設定来の通貨別要因分解であり、基準日現在投資していない通貨も表示しています。

《分配金の計算過程》

(単位:円、1万口当たり・税引前)

| | | 配当等収益 | | 有価証券売買等損益 | | 分配準備積立金③ | 収益調整金④ | 分配対象額 (分配金支払い前) ①+②+③+④ | 分配金 | 分配金支払い後 基準価額 |
|-------|-------------------|-----------------|----|---------------------------|---|----------|--------|-------------------------------|-----|-----------------|
| | | 経費控除後 配当等収益① | | 経費控除後・ 繰越欠損補填後 売買益② | | | | | | |
| 第169期 | 23/4/10 分配金内訳 | 25 | 19 | △ 24 | 0 | 123 | 62 | 205 | 15 | 4,425 |
| 第170期 | 23/5/10 分配金内訳 | 24 | 18 | △ 6 | 0 | 128 | 63 | 209 | 15 | 4,422 |
| 第171期 | 23/6/12 分配金内訳 | 29 | 23 | △ 32 | 0 | 131 | 63 | 217 | 15 | 4,398 |
| 第172期 | 23/7/10 分配金内訳 | 25 | 20 | △ 11 | 0 | 139 | 63 | 222 | 15 | 4,392 |
| 第173期 | 23/8/10 分配金内訳 | 27 | 24 | 11 | 0 | 144 | 63 | 231 | 15 | 4,410 |
| 第174期 | 23/9/11 分配金内訳 | 28 | 23 | △ 37 | 0 | 153 | 63 | 238 | 15 | 4,380 |
| 第175期 | 23/10/10 分配金内訳 | 26 | 21 | △ 97 | 0 | 160 | 63 | 244 | 15 | 4,289 |
| 第176期 | 23/11/10 分配金内訳 | 28 | 27 | 117 | 0 | 166 | 63 | 255 | 15 | 4,414 |
| 第177期 | 23/12/11 分配金内訳 | 28 | 22 | △ 23 | 0 | 177 | 63 | 263 | 15 | 4,398 |
| 第178期 | 24/1/10 分配金内訳 | 27 | 26 | 51 | 0 | 184 | 64 | 273 | 15 | 4,456 |
| 第179期 | 24/2/13 分配金内訳 | 32 | 29 | 51 | 0 | 195 | 64 | 288 | 15 | 4,518 |
| 第180期 | 24/3/11 分配金内訳 | 26 | 21 | △ 73 | 0 | 209 | 64 | 294 | 15 | 4,451 |

※ 上記データは過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

※ 円未満は四捨五入しています。下段の数値は、分配金の内訳です。

※ 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

■ 分配準備積立金—期中の配当等収益や有価証券売買益などのうち、当期の分配金に充当しなかった部分は、分配準備金として積立てます。分配準備積立金は、次期以降の分配金に充当することができます。

■ 収益調整金—追加型の投資信託において、追加設定が行なわれることによる既存投資者への分配対象額の希薄化を防ぐために設けられた勘定です。

■ 配当等収益と分配金について

当ファンドの直近決算（第180期、2024/3/11）における分配金は15円（1万口当たり、税引前）としております。上の表にある通り、直近決算の期中に得られる経費控除後の配当等収益は21円となっています。また、分配対象額は、分配金支払い前で294円となっています。

当ファンドでは、継続的な分配を行うことを目標に分配金を決定していますが、分配金は分配対象額の水準、配当等収益の水準、基準価額の水準、市場環境等を総合的に勘案して決算の都度、決定していますので、現在の分配金の水準を維持できない、または分配金が支払われない場合もあります。

《ファンドマネージャーのコメント》

※現時点での投資判断を示したものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。

【運用状況】

マザーファンド別の組入比率は前月末と同程度の水準を維持しました。

【投資環境】

《先進国》

債券市場：金利はおおむね中長期主導で低下

海外債券市場では、金利はおおむね中長期主導で低下しました。米国においては、強弱入り交じる経済指標の結果から金利は狭いレンジでの推移となり、中長期中心に小幅低下となりました。その他の国についても、米国金利に連れる形で金利はおおむね低下しました。

為替市場：投資対象通貨はおおむね対円で上昇

為替市場では、投資対象通貨はおおむね対円で上昇しました。日銀は、マイナス金利の解除など大規模な金融緩和の終了を発表したものの、他国・地域の中央銀行に比べ、緩和的な環境が続く見通しなどから緩やかな円安基調となりました。

《新興国》

債券市場：新興国債券金利は上昇

新興国債券市場では、金利は上昇しました。メキシコでは、市場予想通り利下げが開始された一方で、今後の金融政策は引き続き慎重に運営される方針が示され、長期を中心に金利は上昇しました。南アフリカでは、5月の総選挙に対する不透明感などから、金利は上昇しました。トルコでは、トルコ中央銀行が市場予想外の利上げを実施したことなどから、金利は短期を中心に上昇しました。

為替市場：通貨によりまちまちな動き

為替市場では、通貨によりまちまちな動きとなりました。日銀がマイナス金利の解除など大規模な金融緩和の終了を発表したものの、緩和的な環境が継続すると見込まれたことが円安要因となり、メキシコ・ペソ、南アフリカ・ランドは対円で上昇しました。トルコ・リラは、トルコ中央銀行による利上げは通貨の上昇要因となったものの、高いインフレ率が通貨の下落要因となり、対円で下落しました。

【今後の展望】

《先進国》

債券市場

米国において、金融引き締め長期化によりインフレ率は鈍化傾向にありますが、底堅い個人消費や労働市場を背景にそのスピードは緩やかであるため、引き続き米国主導での金利上昇の可能性には注視が必要です。ただし、高い利回りを求める向きからの買い需要も相応にあることが想定され、金利上昇圧力は抑制されやすいとみています。

為替市場

米ドル円は、米国における金融政策の転換が徐々に見込まれる中で、円高圧力がかかりやすと考えられます。また、日銀による積極的な政策修正は見込みづらく、他国・地域対比緩和的であることを背景に、過度に円安が進行する局面では、政府要人等からのけん制発言や市場介入の可能性には留意が必要です。その他の通貨においては、おおむね米ドル円に連れた動きを見込みます。

《新興国》

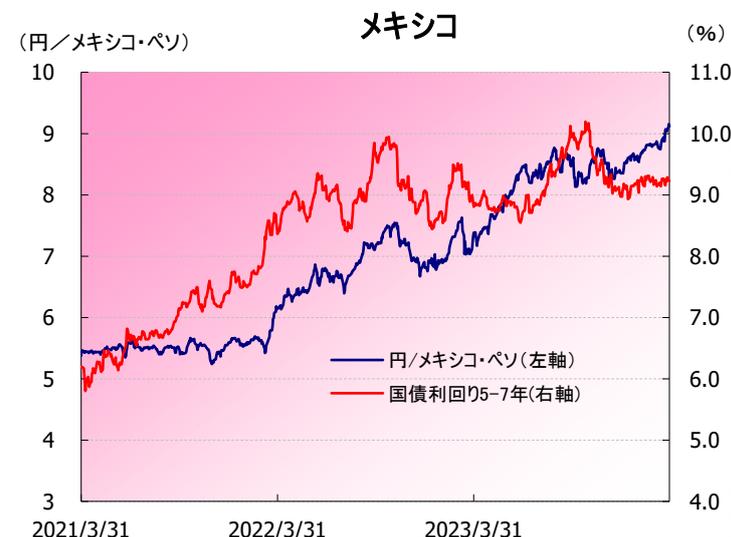
債券市場

新興国の多くでインフレ率の低下が見られており、一部の国では利下げが開始されています。足元では主要先進国の利下げ観測が高まっており、今後、新興国でも利下げを開始する国が増える見込まれます。これまでの利上げ対応などを経て新興国の金利面での妙味が高まっていますが、今後は相対的な金利の高さに加え、金利低下による債券価格の上昇に対する期待が、新興国債券市場への資金流入の後押しになると考えられます。

為替市場

新興国は、過去の通貨危機時に比べると、国際収支、外貨準備高などが改善した水準にあり、対外ぜい弱性は低下しています。しかし、先進国に比べてリスク環境の悪化による悪影響を受けやすいため、中東情勢や天候不順などを背景としたインフレ再燃の懸念や中国の景気減速懸念などによる資金流出には注意を要します。

(2021年3月31日～2024年3月29日)



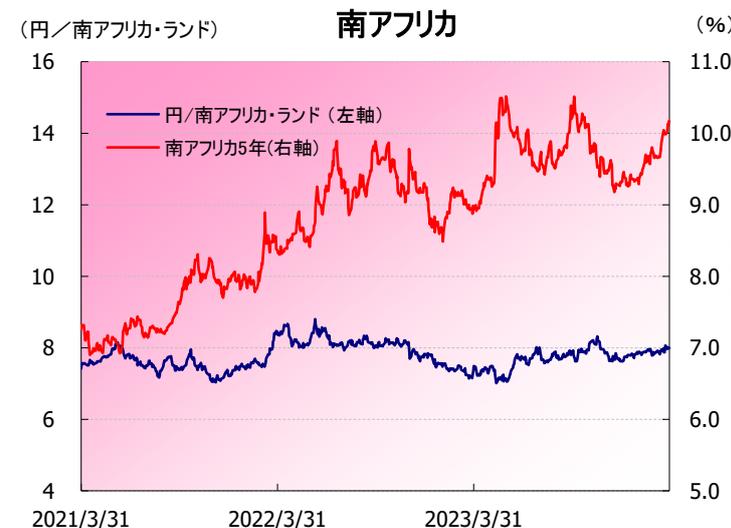
※国債利回りは、JPM GBI-EMのメキシコ債券指数5-7年の利回りを使用しています。



※国債利回りは、JPM GBI-EMのトルコ債券指数の利回りを使用しています。

※JPM GBI-EMは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

(出所)ブルームバーグ、JPモルガン、大和アセットマネジメント



※南アフリカ5年債はブルームバーグバリューを使用しています。

《ファンドの目的・特色》

ファンドの目的

- ・海外の債券に分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

ファンドの特色

- ・先進国通貨建債券および新興国通貨建債券に分散投資します。
- ・毎月 10 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

| | |
|-----------------------------|---|
| 公社債の価格変動 (価格変動リスク・信用リスク) | 公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。 新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 |
| 為替変動リスク | 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。 |
| カントリー・リスク | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。 |
| その他 | 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。 |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

《ファンドの費用》

投資者が直接的に負担する費用

| | 料率等 | 費用の内容 |
|---------|---|--|
| 購入時手数料 | 販売会社が別に定める率 (上限) <u>2.75% (税抜2.5%)</u> | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 | — |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | 料率等 | 費用の内容 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|-------------------------------------|--|---------|------|------|------|------------|---------|---------|---------|-------------------------|---------|---------|--------------|---------|---------|
| 運用管理費用 (信託報酬) | <u>年率1.43%</u> (<u>税抜1.3%</u>) | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 委託会社 | 配分については、 下記参照 | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 販売会社 | | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。 | | | | | | | | | | | | | | |
| | <運用管理費用の配分> (税抜) (注1) | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300億円未満の場合</td> <td>年率0.56%</td> <td>年率0.70%</td> <td rowspan="3">年率0.04%</td> </tr> <tr> <td>300億円以上 1,000億円未満の場合</td> <td>年率0.51%</td> <td>年率0.75%</td> </tr> <tr> <td>1,000億円以上の場合</td> <td>年率0.46%</td> <td>年率0.80%</td> </tr> </tbody> </table> | | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 300億円未満の場合 | 年率0.56% | 年率0.70% | 年率0.04% | 300億円以上 1,000億円未満の場合 | 年率0.51% | 年率0.75% | 1,000億円以上の場合 | 年率0.46% | 年率0.80% |
| | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | | | | | | | | | | | | | |
| 300億円未満の場合 | 年率0.56% | 年率0.70% | 年率0.04% | | | | | | | | | | | | | |
| 300億円以上 1,000億円未満の場合 | 年率0.51% | 年率0.75% | | | | | | | | | | | | | | |
| 1,000億円以上の場合 | 年率0.46% | 年率0.80% | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の費用・ 手数料 | (注2) | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 | | | | | | | | | | | | | | |

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《お申込みメモ》

| | |
|------------------------|---|
| 購入単位 | 最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (1 万口当たり) |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。 |
| 換金単位 | 最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 (1 万口当たり) |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。 |
| 申込受付中止日 | ロンドンの銀行またはニューヨークの銀行のいずれかの休業日 (注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。 |
| 申込締切時間 | 午後 3 時まで (販売会社所定の事務手続きが完了したもの) |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。 |
| 購入・換金申込受付 の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情 (投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等) が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。 |
| 繰上償還 | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること (繰上償還) ができます。 ・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき |
| 収益分配 | 年 12 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。 (注) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。公募株式投資信託は税法上、NISA (少額投資非課税制度) の適用対象であり、2024 年 1 月 1 日以降は一定の要件を満たした場合に NISA の適用対象となります。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。 |

《収益分配金に関する留意事項》

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

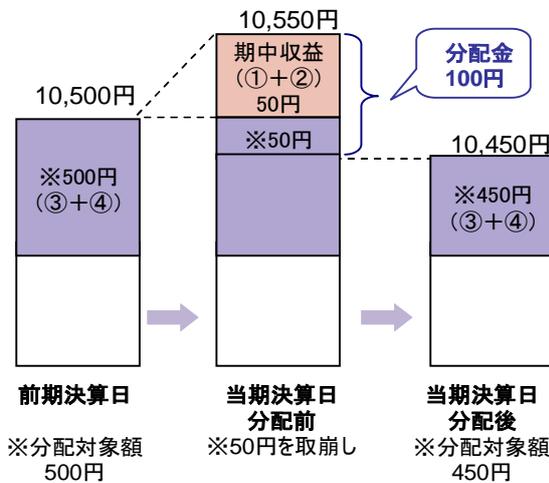
投資信託で分配金が支払われるイメージ



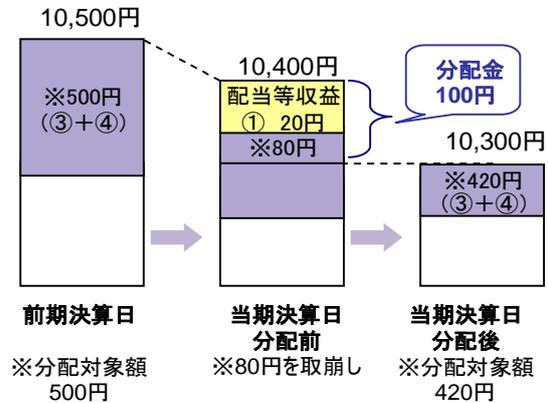
- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



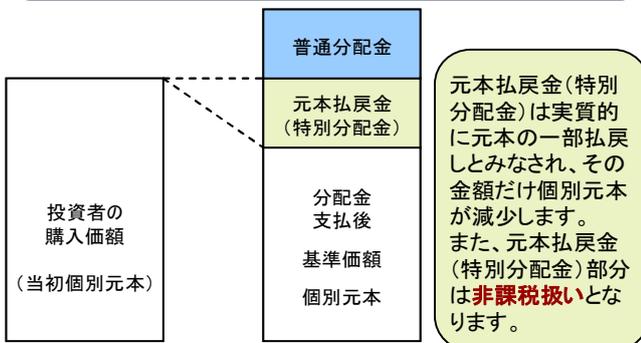
前期決算日から基準価額が下落した場合



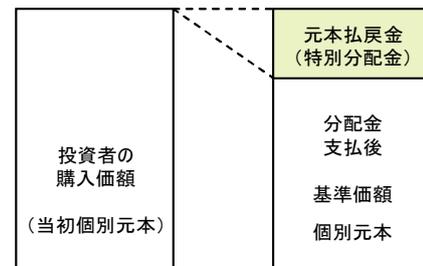
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

- ◆ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

◀ 当資料のお取り扱いにおけるご注意 ▶

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認くださいのうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00~17:00)

当社ホームページ

▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

ダイワ外国債券ファンド（毎月分配型）－ダイワスピリットー

| 販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名） | | 登録番号 | 加入協会 | | | |
|--------------------------------|----------|-----------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
| | | | 日本証券業協会 | 一般社団法人 金融先物 取引業協会 | 一般社団法人 日本投資 顧問業協会 | 一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会 |
| 大和証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第108号 | ○ | ○ | ○ | ○ |

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。